

法制審議会商法（運送・海商関係）部会 御中

平成 27 年 1 月 9 日
一般社団法人日本船主協会

商法（運送・海商関係）部会参考資料 21
航海傭船契約及び個品運送契約に関する規律の見直しの例に対する意見

注： 日本船主協会意見における下線部：現行法又は法務省案に対する変更
※ 他の条項を引用している場合の当該他の条項の文言
* 準用条文における準用にあたって読替後の文言

第1 航海傭船

【第七百三十七条】

《現行法》

船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタルトキハ各当事者ハ相手方ノ請求ニ因リ運送契約書ヲ交付スルコトヲ要ス

《法務省案》

削る

《日本船主協会意見》
上記に賛成

【第七百四十一条】

《現行法》

- ① 船舶ノ全部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テ運送品ヲ船積スルニ必要ナル準備カ整頓シタルトキハ船舶所有者ハ遅滞ナク傭船者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス
- ② 傭船者カ運送品ヲ船積スヘキ期間ノ定アル場合ニ於テハ其期間ハ前項ノ通知アリタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス其期間経過ノ後運送品ヲ船積シタルトキハ船舶所有者ハ特約ナキトキト雖モ相当ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得
- ③ 前項ノ期間中ニハ不可抗力ニ因リテ船積ヲ為スコト能ハサル日ヲ算入セス

《法務省案》

実質改正せず

《日本船主協会意見》

- ① 全部航海傭船契約において運送品の船積みをするのに必要な準備が整頓したときは、運送人又は船長は、遅滞なく傭船者又は傭船者にかわり船積みをする第三者に対してその通知を発しなければならない。
- ② 傭船者が運送品を船積みすべき期間（以下「船積期間」という。）の定めがある場合においては、その期間は、前項の通知があった時からこれを起算する。傭船者が、船積期間の経過後に運送品を船積みしたときは、運送人は、特約がない場合であっても、相当の報酬を請求することができる。
- ③ 前項の期間には、運送人の責めに帰すべき事由によって船積みをする事ができなかった時間は、算入しない。

（補足説明）

- ・ 現行法は、Default Rule ではあるが、実態との乖離が大きすぎる。(i) 準備整頓通知

の発出者及び発出先は、必ずしも、船積港では船主（法務省案は、当事者の呼称に関し、法律の規定上は、航海傭船も運送契約の一種である限り「運送人」との統一した呼称で整理する趣旨と思われ、条文案では一応それに従うが、実務上は例外なく「船主」と呼称されているので、補足説明では「船主」との呼称で説明する。以下同じ。）⇒傭船者（FOB で Buyer が傭船者である場合に通知を受けて船積する Seller を運送契約上は傭船者の代理人と言い切ってよいか疑義がある。）、陸揚港では船長⇒荷受人（752 条 1 項参照。ここでは荷受人が傭船者とは別人と整理されている。）という固定的な関係ではない。(ii) 碇泊期間は 1 日単位ではなく時間単位で計算されるものであり 1 日単位は大雑把すぎる。

- ・ 2 項に関し、通知から起算までの期間（Turn Time）の定め方は様々であり得るが、特約がない場合は即時とするのが妥当である。もっとも、実際には多くの場合に一定時間をおく旨の特約が認定できると思われる。
- ・ 3 項の「不可抗力」は、曖昧かつ広すぎる。これでは、例えば、雨天時は原則参入せずとの原則になってしまう。他方で、契約上規定がなくても一般に除外事由とされる船主側の帰責事由による船積不能も含めるべきである。

【第七百四十二条】

《現行法》

船長力第三者ヨリ運送品ヲ受取ルヘキ場合ニ於テ其者ヲ確知スルコト能ハサルトキ又ハ其者力運送品ヲ船積セサルトキハ船長ハ直チニ傭船者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ船積期間内ニ限り傭船者ニ於テ運送品ヲ船積スルコトヲ得

《法務省案》

実質改正せず

《日本船主協会意見》

上記に賛成

【追加—解約条項】

《現行法》

なし

《日本船主協会意見》

全部航海傭船契約において、運送人又は船長が第七百四十一条第一項の規定に定める通知をなすべき期限が定められている場合において、期限内にその通知がなされなかったときは、傭船者は、契約を解除することができる。

（補足説明）

- ・ いわゆる解約条項 cancelling clause に基づく傭船者の約定解約権は、傭船契約における傭船者の基本的な権利であることに鑑み、少なくとも現行商法における各種の任意解約権に関する規定を残すのであれば、それらとの均衡上、Default Rules としても規定するべきである。なお、民法の債務不履行解除で対応すべしとの意見もあり得るが、その場合は、帰責事由の有無、解除を正当化するだけの重大性の有無、催告の有無が問題となるなど、解除権の行使には制約があるところ、ここで想定されているのは、無条件の約定解約権（特約による解約）という別個のものである。
- ・ なお、一部航海傭船契約には準用されるが、個品運送契約には準用されないものとすべきである。

【第七百四十三条】

《現行法》

- ① 傭船者ハ運送品ノ全部ヲ船積セサルトキト雖モ船長ニ対シテ発航ノ請求ヲ為スコトヲ得
- ② 傭船者カ前項ノ請求ヲ為シタルトキハ運送賃ノ全額ノ外運送品ノ全部ヲ船積セサルニ因リテ生シタル費用ヲ支払ヒ尚ホ船舶所有者ノ請求アルトキハ相当ノ担保ヲ供スルコトヲ要ス

《法務省案》

- ① 全部航海傭船契約に係る傭船者は、運送品の全部の船積みをしていないときであっても、運送人に対し、発航の請求をすることができる。一部航海傭船契約に係る傭船者であって、他の荷送人及び傭船者の同意を得たものについても、同様とする。
- ② 実質改正せず

《日本船主協会意見》

上記に賛成

【第七百四十四条】

《現行法》

- ① 船積期間経過ノ後ハ傭船者カ運送品ノ全部ヲ船積セサルトキト雖モ船長ハ直チニ発航ヲ為スコトヲ得
- ② 前条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
準用された第七百四十三条 ② 【傭船者カ前項ノ請求ヲ為シタルトキハ(*)】運送賃ノ全額ノ外運送品ノ全部ヲ船積セサルニ因リテ生シタル費用ヲ支払ヒ尚ホ船舶所有者ノ請求アルトキハ相当ノ担保ヲ供スルコトヲ要ス
* 船長カ直チニ発航ヲ為シタルトキハ

《法務省案》

実質改正せず

《日本船主協会意見》

上記に賛成

【第七百四十五条】

《現行法》

- ① 発航前ニ於テハ傭船者ハ運送賃ノ半額ヲ支払ヒテ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得
- ② 往復航海ヲ為スヘキ場合ニ於テ傭船者カ其帰航ノ発航前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ運送賃ノ三分ノ二ヲ支払フコトヲ要ス他港ヨリ船積港ニ航行スヘキ場合ニ於テ傭船者カ其船積港ヲ発スル前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキ亦同シ
- ③ 運送品ノ全部又ハ一部ヲ船積シタル後前二項ノ規定ニ從ヒテ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ其船積及ヒ陸揚ノ費用ハ傭船者之ヲ負担ス
- ④ 傭船者カ船積期間内ニ運送品ノ船積ヲ為ササリシトキハ契約ノ解除ヲ為シタルモノト看做ス

《法務省案》

- ① 発航前においては、全部航海傭船契約に係る傭船者は、運送賃の全額を支払って、又は損害を賠償して、契約の解除をすることができる。一部航海傭船契約に係る傭船者であって、他の荷送人及び傭船者の同意を得たものについても、同様とする。
- ② 削る
- ③ 実質改正せず
- ④ 全部航海傭船契約に係る傭船者が船積期間内に運送品の船積みをしなかったときは、運送人は、当該傭船者が契約の解除をしたものとみなすことができる。

《日本船主協会意見》

上記に賛成

【第七百四十六条】

《現行法》

- ① 傭船者カ前条ノ規定ニ從ヒテ契約ノ解除ヲ為シタルトキト雖モ附随ノ費用及ヒ立替金ヲ支払フ責ヲ免ルルコトヲ得ス
- ② 【前条第二項ノ場合(※)】ニ於テハ傭船者ハ前項ニ掲ケタルモノノ外運送品ノ価格ニ応シ共同海損又ハ救助ノ為メ負担スヘキ金額ヲ支払フコトヲ要ス
 - ※ 往復航海ヲ為スヘキ場合ニ於テ傭船者カ其帰航ノ発航前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキ
+ 他港ヨリ船積港ニ航行スヘキ場合ニ於テ傭船者カ其船積港ヲ発スル前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキ

《法務省案》

- ① 実質改正せず
- ② 削る

《日本船主協会意見》
上記に賛成

【第七百四十七条】

《現行法》

発航後ニ於テハ傭船者ハ運送賃ノ全額ヲ支払フ外【第七百五十三条第一項ニ定メタル債務(※)】ヲ弁済シ且陸揚ノ為メニ生スヘキ損害ヲ賠償シ又ハ相当ノ担保ヲ供スルニ非サレハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得ス

※ 運送賃、附随ノ費用、立替金、碇泊料及ヒ運送品ノ価格ニ応シ共同海損又ハ救助ノ為メ負担スヘキ金額

《法務省案》

発航後においては、全部航海傭船契約に係る傭船者は、次に掲げる金額の合計額を支払い、又は相当の担保を提供しなければ、契約の解除をすることができない。一部航海傭船契約に係る傭船者であつて、他の荷送人及び傭船者の同意を得たものについても、同様とする。

- 一 第七百五十三条第一項に定める額
- 二 運送品の陸揚げに要する費用の額

《日本船主協会意見》
上記に賛成

【第七百四十八条】

《現行法》

- ① 船舶ノ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テ傭船者カ他ノ傭船者及ヒ荷送人ト共同セスシテ発航前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス但船舶所有者カ他ノ運送品ヨリ得タル運送賃ハ之ヲ控除ス
- ② 発航前ト雖モ傭船者カ既ニ運送品ノ全部又ハ一部ヲ船積シタルトキハ他ノ傭船者及ヒ荷送人ノ同意ヲ得ルニ非サレハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得ス
- ③ 前七条ノ規定ハ船舶ノ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ之ヲ準用ス

《法務省案》

- ① 一部航海傭船契約に係る傭船者は、運送品の全部又は一部の船積みをしていない場合には、発航前において、他の荷送人及び傭船者の同意がないときであっても、運送賃の全額（運送人がその運送品に代わる他の運送品について運送賃を得た場合にあっては、当該運送賃の額を控除した額）を支払って、又は損害を賠償して、契約の解除をすることができる。
(②も含む改正)

③ 実質改正せず

《日本船主協会意見》

① 一部航海傭船契約に係る傭船者は、発航前においては、他の荷送人及び傭船者の同意がないときであっても、運送賃の全額（運送人がその運送品に代わる他の運送品について運送賃を得た場合にあっては、当該運送賃の額を控除した額）を支払って、又は損害を賠償して、契約の解除をすることができる。ただし、運送品の全部又は一部の船積みをした場合には、この限りでない。（②も含む改正）

③ 上記に賛成

（補足説明）

- ・ 概ね賛同できるが、「運送品の全部又は一部の船積みをしていない場合」との表現では、一部船積をしている場合が入るのか入らないか曖昧である。現行法の規定（特に 2 項）の趣旨は、発航前且つ一切船積をしていないときにのみ、他の同意なく単独解除可という趣旨であり、誤解が生じないように表現を改めるべきである。

【第七百五十一条】

《現行法》

傭船者又ハ荷送人ハ船積期間内ニ運送ニ必要ナル書類ヲ船長ニ交付スルコトヲ要ス

《法務省案》

実質改正せず

《日本船主協会意見》

傭船者は、船積期間の開始以前に、船積み、積み付け及び運送に必要な書類を船長に交付しなければならない。

（補足説明）

- ・ 船積、積付と運送とは密接に関連しており、事前の書類提供が必要である。

【第七百五十二条】

《現行法》

① 船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テ運送品ヲ陸揚スルニ必要ナル準備力整頓シタルトキハ船長ハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

② 運送品ヲ陸揚スヘキ期間ノ定アル場合ニ於テハ其期間ハ前項ノ通知アリタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス其期間経過ノ後運送品ヲ陸揚シタルトキハ船舶所有者ハ特約ナキトキト雖モ相当ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得

③ 前項ノ期間中ニハ不可抗力ニ因リテ陸揚ヲ為スコト能ハサル日ヲ算入セス

④ 箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタルトキハ荷受人ハ船長ノ指図ニ従ヒ遅滞ナク運送品ヲ陸揚スルコトヲ要ス

《法務省案》

実質改正せず

《日本船主協会意見》

① 全部航海傭船契約又は一部航海傭船契約において運送品の陸揚げをするのに必要な準備が整頓したときは、運送人又は船長は、遅滞なく傭船者又は荷受人に対してその通知を発しなければならない。

② 傭船者が運送品を陸揚げすべき期間（以下「陸揚期間」という。）の定めがある場合においては、その期間は、前項の通知があった時からこれを起算する。傭船者が、陸揚期間の経過後に運送品を陸揚げしたときは、運送人は、特約がない場合であっても、相当の報酬を請求することができる。

- ③ 前項の期間には、運送人の責めに帰すべき事由によって陸揚げをすることができなかつた時間は、算入しない。

(補足説明)

- ・ 船積と平仄を合わせるべきである。商法は、船積港では船舶所有者⇔傭船者間、陸揚港では船長⇔荷受人間の関係を前提としているが、実際はそのように固定的ではない。
- ・ その他は 741 条に関するコメント参照。
- ・ なお、文言上、741 条は全部航海傭船契約、本条は全部又は一部航海傭船契約を対象としているかに読めるが、前者については、748 条 3 項において一部航海傭船契約に関しても準用する旨の規定があり、両者とも、実質的には全部及び一部傭船契約の双方に適用があると解される。立法時にはこの点留意が必要である。

【第七百五十三条】

《現行法》

- ① 荷受人力運送品ヲ受取りタルトキハ運送契約又ハ船荷証券ノ趣旨ニ從ヒ運送賃、附随ノ費用、立替金、碇泊料及ヒ運送品ノ価格ニ応シ共同海損又ハ救助ノ為メ負担スヘキ金額ヲ支払フ義務ヲ負フ
- ② 船長ハ前項ニ定メタル金額ノ支払ト引換ニ非サレハ運送品ヲ引渡スコトヲ要セス

《法務省案》

実質改正せず

《日本船主協会意見》

当面上記でやむを得ない。ただし、Rotterdam Rules ではこれと異なる規律が採用されていることも留意すべきである。

【第七百五十五条】

《現行法》

運送品ノ重量又ハ容積ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品引渡ノ当時ニ於ケル重量又ハ容積ニ依リテ之ヲ定ム

《法務省案》

削る

《日本船主協会意見》

上記に賛成

【第七百五十六条】

《現行法》

期間ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品ノ船積着手ノ日ヨリ其陸揚終了ノ日マテノ期間ニ依リテ之ヲ定ム但船舶カ不可抗力ニ因リ発航港若クハ航海ノ途中ニ於テ碇泊ヲ為スヘキトキ又ハ航海ノ途中ニ於テ船舶ヲ修繕スヘキトキハ其期間ハ之ヲ算入セス【第七百四十一条第二項(※)】又ハ【第七百五十二条第二項(※)】ノ場合ニ於テ船積期間又ハ陸揚期間經過ノ後運送品ノ船積又ハ陸揚ヲ為シタル日数亦同シ

※ 運送品ヲ船積スヘキ期間ノ定アル場合

※ 運送品ヲ陸揚スヘキ期間ノ定アル場合

《法務省案》

削る

《日本船主協会意見》

上記に賛成

【追加—安全港担保義務】

《現行法》

なし

《日本船主協会意見》

【甲案】

傭船者は、運送人に対し、船積港及び陸揚港（埠頭、バースその他運送品の船積み及び荷揚げのため利用する場所を含む。）が、契約締結の時若しくは契約後これらを傭船者が指定すべき場合には傭船者が指定した時に、全部航海傭船契約に係る船舶にとり安全であることについて、担保する責任を負う。

【乙案】

全部航海傭船契約における船積港又は陸揚港（埠頭、バースその他運送品の船積み及び荷揚げのため利用する場所を含む。以下本条において同じ。）が、契約締結の時若しくは契約後これらを傭船者が指定すべき場合には傭船者の指定の時に、全部航海傭船契約に係る船舶にとり安全でなかったときは、運送人は、傭船者に対し、船積港又は陸揚港が安全でなかったことにより生じた損害の賠償を請求することができる。

船積港又は陸揚港への船舶の寄港前に、前項の事由又はその後船積港若しくは陸揚港が全部航海傭船契約に係る船舶にとり安全でなくなったときが判明したときは、運送人は、傭船者に対し、新たな船積港又は陸揚港の指定を請求することができる。ただし、本項の請求は、前項の損害賠償の請求を妨げない。

（補足説明）

- ・ いわゆる傭船者の安全港担保義務は、傭船契約における傭船者の基本的な義務であることに鑑み、Default Rule としても規定するべきである。多くの航海傭船契約においては、港及びバースが 1 safe port, 1 safe berth XXX と規定され、更に書式上も指定港若しくは”so near thereto as she may safely get”、”there load/discharge always safe”と規定される形（Gencon1994 書式 1 条、Nipponcoal 書式 1 条、Nipponore 書式 1 条等）又は明文の規定（ASBATANKVOY 書式 9 条等）で、担保義務があることが規定されている。なお、一部書式では相当注意義務とされているが（Shellvoy 6 書式 4 条等）、船積港及び陸揚港は、本来、傭船者がその都合により選択・決定しているのであるから、船主はそれらが安全であることは傭船者が確認済という前提の下に運送を引き受けていると評価すべきであり、これを相当注意義務に減ずる規定は特約と考えるべきである。
- ・ 甲案は、担保義務の規定の仕方として、商法 738 条等に倣い「担保する」との表現で規定したものである。乙案は、その意味が不明瞭との批判に備え、担保義務の内容をより明確に規定したものである。
- ・ 一部航海傭船契約には準用されるが、個品運送契約には準用されないものとすべきである。
- ・ なお、上記のとおり、安全港担保義務は、傭船者の基本的な義務であることに鑑み Default Rule として規定し、その内容は実務の太宗に従い絶対的担保義務とすべきであり、更に、航海傭船契約及び定期傭船契約双方において規定すべきであるが、万一、Default Rule としては規定するが相当注意義務として規定するとか、定期傭船契約のみ規定して航海傭船契約には規定しないといった、いわば中途半端な立法をすることとなれば、却って現在の実務の太宗と明らかに齟齬ある立法をすることになるので、そのような立法であれば、すべきではない。

【第七百六十条】

《現行法》

- ① 船舶ノ全部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テハ其契約ハ左ノ事由ニ因リテ終了ス
 - 一 船舶ガ沈没シタルコト
 - 二 船舶ガ修繕スルコト能ハザルニ至リタルコト
 - 三 船舶ガ捕獲セラレタルコト
 - 四 運送品カ不可抗力ニ因リテ滅失シタルコト
- ② 前項第一号乃至第三号ニ掲ケタル事由カ航海中ニ生シタルトキハ傭船者ハ運送ノ割合ニ応シ運送品ノ価格ヲ超エサル限度ニ於テ運送賃ヲ支払フコトヲ要ス

《法務省案》

削る

《日本船主協会意見》
上記に賛成

【第七百六十一条】

《現行法》

- ① 航海又ハ運送カ法令ニ反スルニ至リタルトキ其他不可抗力ニ因リテ契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサルニ至リタルトキハ各当事者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得
- ② 前項ニ掲ケタル事由カ発航後ニ生シタル場合ニ於テ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ傭船者ハ運送ノ割合ニ応シテ運送賃ヲ支払フコトヲ要ス

《法務省案》

- ① 実質改正せず
- ② 削る

《日本船主協会意見》
すべて削る。
(補足説明)

- ・ 761条1項のような解除権の規定は、実務上例を見ないので、削るべきである。
- ・ 実際の対処としても、ここに規定されたような事態が生じた場合は、いきなり解除という対処ではなく、運送人側からは運送契約上の Liberty Clause による契約の変更権や安全港担保義務による代替港の指定請求権の行使により、荷送人側からは運送品処分権の行使により対処すべきであるから、それ以上にあえて特別の法定解除権を付与する必要はないのではないかと考える。

【第七百六十二条】

《現行法》

- ① 【第七百六十条第一項第四号(※)】及ヒ【前条第一項(※)】ニ掲ケタル事由カ運送品ノ一部ニ付テ生シタルトキハ傭船者ハ船舶所有者ノ負担ヲ重カラシメサル範囲内ニ於テ他ノ運送品ヲ船積スルコトヲ得
 - ※ 運送品カ不可抗力ニ因リテ滅失シタルコト
 - ※ 航海又ハ運送カ法令ニ反スルニ至リタルトキ其他不可抗力ニ因リテ契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサルニ至リタルトキ
- ② 傭船者カ前項ニ定メタル権利ヲ行ハント欲スルトキハ遅滞ナク運送品ノ陸揚又ハ船積ヲ為スコトヲ要ス若シ其陸揚又ハ船積ヲ怠リタルトキハ運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス

《法務省案》

- ① 前条第一項に規定する場合には、傭船者は、運送人の負担を加重しない範囲内で、他の運送品の船積みをすることができる。

② 実質改正せず

《日本船主協会意見》

すべて削る。

(補足説明)

- ・ 761条1項を削る以上、当然ここも削るべきである。

【第七百六十三条】

《現行法》

- ① 第七百六十条及ヒ第七百六十一条ノ規定ハ船舶ノ一部又ハ箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ之ヲ準用ス
- ② **【第七百六十条第一項第四号(※)】及ヒ【第七百六十一条第一項(※)】ニ掲ケタル事由カ運送品ノ一部ニ付テ生シタルトキト雖モ傭船者又ハ荷送人ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス**
 - ※ 運送品カ不可抗力ニ因リテ滅失シタルコト
 - ※ 航海又ハ運送カ法令ニ反スルニ至リタルトキ其他不可抗力ニ因リテ契約ヲ為シタル目
的ヲ達スルコト能ハサルニ至リタルトキ

《法務省案》

- ① 実質改正せず
- ② 第七百六十一条第一項に掲げる事由が一部航海傭船契約に係る運送品の一部について生じたときであっても、傭船者は、契約の解除をすることができる。

《日本船主協会意見》

第761条及び第762条に対する意見参照。

第2 個品運送

【第七百四十九条】

《現行法》

- ① 箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタルトキハ荷送人ハ船長ノ指図ニ從ヒ遲滞ナク運送品ヲ船積スルコトヲ要ス
- ② 荷送人力運送品ノ船積ヲ怠リタルトキハ船長ハ直チニ発航ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ荷送人ハ運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス但船舶所有者カ他ノ運送品ヨリ得タル運送賃ハ之ヲ控除ス

《法務省案》

- ① 運送人は、荷送人から運送品を受け取ったときは、その船積み及び積付けをしなければならない。
- ② 荷送人が運送品の引渡しを怠ったときは、船長は、直ちに、発航することができる。この場合においては、荷送人は、運送賃の全額(運送人がその運送品に代わる他の運送品について運送賃を得た場合にあつては、当該運送賃の額を控除した額)を支払わなければならない。

《日本船主協会意見》

① 荷送人は、運送人が指定する期限(以下「引渡期限」という。)までに、運送品を運送人に引き渡さなければならない。

② 荷送人が、引渡期限までに運送品の引渡しを怠ったときは、船長は、直ちに、発航することができる。この場合においては、荷送人は、運送賃の全額(運送人が

その運送品に代わる他の運送品について運送賃を得た場合にあっては、当該運送賃の額を控除した額)を支払わなければならない。

(補足説明)

- ・ 1項は2項の前提となる規定であり、かつ備船契約における741条、744条と船積すべき時期の規律という観点から対になる規定であるから、現行法の荷送人の船積義務及び時期を修正して、荷送人の引渡義務及び時期を規定すべきである。(「船積期間」と対応するものとして「引渡期限」の概念を観念すべきである。実務で言う Cut Off Date。)
- ・ 他方、法務省案にあるような運送人の船積及び積付義務は、むしろ運送人の注意義務の内容(577条の受取、引渡、保管、運送)を船主に準用(現766条)するにあたり、その特則として、船積、積付についても注意義務を課す形で規定すべきである。そのことによって、既にこれらについて注意義務を課している国際海上物品運送法3条1項とも規律の整合性が保たれる。

【第七百五十一条】

《現行法》

備船者又ハ荷送人ハ船積期間内ニ運送ニ必要ナル書類ヲ船長ニ交付スルコトヲ要ス

《法務省案》

実質改正せず

《日本船主協会意見》

荷送人は、引渡期限までに、船積み、積み付け及び運送に必要な書類を船長に交付しなければならない。

(補足説明)

- ・ 上記751条に対するコメントと同じ。

【第七百五十二条】

《現行法》

- ① 船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テ運送品ヲ陸揚スルニ必要ナル準備力整頓シタルトキハ船長ハ遅滞ナク荷受人ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス
- ② 運送品ヲ陸揚スヘキ期間ノ定アル場合ニ於テハ其期間ハ前項ノ通知アリタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス其期間経過ノ後運送品ヲ陸揚シタルトキハ船舶所有者ハ特約ナキトキト雖モ相当ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得
- ③ 前項ノ期間中ニハ不可抗力ニ因リテ陸揚ヲ為スコト能ハサル日ヲ算入セス
- ④ 箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタルトキハ荷受人ハ船長ノ指図ニ従ヒ遅滞ナク運送品ヲ陸揚スルコトヲ要ス

《法務省案》

④ 削る

《日本船主協会意見》

- ④ 荷受人が、運送人が指定する期限(以下「受取期限」という。)までに、運送人から運送品の引渡しを受けないときは、運送人は、特約がない場合であっても、相当の報酬を請求することができる。

(補足説明)

- ・ 749条1項との対比、752条1項乃至3項との対比からすれば、荷受人が受取るべき時期を規定すべきである。(「陸揚期間」と対応するものとして「受取期限」の概念を観念すべきである(実務で言う Free Time)。そして、それを徒過した場合の追加料金の請求権を規定すべきである。(実務でいう「Detention Charge」。一義

的には荷送人に対する請求権となる。)

- ・ これに対しては、陸揚港における運送品の受取遅延は、債権者の受領遅滞の問題であるとの異説が考えられるが、752条1項乃至3項が、受取義務があることを前提とした詳細な規定を置いていることとの対比上、一切規定を置かないのは均衡を欠き、また実務上も、損傷ある運送品や損傷なくとも事実上不要となった運送品について受取拒否をされる事例があることに照らすと、明記が望ましい。

【第七百五十三条】

《現行法》

- ① 荷受人力運送品ヲ受取りタルトキハ運送契約又ハ船荷証券ノ趣旨ニ従ヒ運送賃、附随ノ費用、立替金、碇泊料及ヒ運送品ノ価格ニ応シ共同海損又ハ救助ノ為メ負担スヘキ金額ヲ支払フ義務ヲ負フ
- ② 船長ハ前項ニ定メタル金額ノ支払ト引換ニ非サレハ運送品ヲ引渡スコトヲ要セス

《法務省案》

- ① 荷受人は、運送品を受け取ったときは、個品運送契約又は船荷証券の趣旨に従い、運送人に対し、次に掲げる金額の合計額を支払う義務を負う。
 - 一 運送賃、付随の費用及び立替金の額
 - 二 運送品の価格に応じ、共同海損又は海難救助のため負担すべき金
- ② 実質改正せず

《日本船主協会意見》

上記753条のコメント参照。

【第七百五十五条】

《現行法》

運送品ノ重量又ハ容積ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品引渡ノ当時ニ於ケル重量又ハ容積ニ依リテ之ヲ定ム

《法務省案》

削る

《日本船主協会意見》

上記に賛成

【第七百五十六条】

《現行法》

期間ヲ以テ運送賃ヲ定メタルトキハ其額ハ運送品ノ船積着手ノ日ヨリ其陸揚終了ノ日マテノ期間ニ依リテ之ヲ定ム但船舶力不可抗力ニ因リ発航港若クハ航海ノ途中ニ於テ碇泊ヲ為スヘキトキ又ハ航海ノ途中ニ於テ船舶ヲ修繕スヘキトキハ其期間ハ之ヲ算入セス【第七百四十一条第二項(※)】又ハ【第七百五十二条第二項(※)】ノ場合ニ於テ船積期間又ハ陸揚期間経過ノ後運送品ノ船積又ハ陸揚ヲ為シタル日数亦同シ

※ 運送品ヲ船積スヘキ期間ノ定アル場合

※ 運送品ヲ陸揚スヘキ期間ノ定アル場合

《法務省案》

削る

《日本船主協会意見》

上記に賛成

【第七百五十条】

《現行法》

第七百四十八条ノ規定ハ荷送人カ契約ノ解除ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

《法務省案》

なし

《日本船主協会意見》

なし（以下の個別の準用条文に対する意見参照）

【準用された第七百四十八条】

《現行法》

① 【船舶ノ一部（*）】ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テ【傭船者（*）】カ他ノ傭船者及ヒ荷送人ト共同セシテ発航前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス但船舶所有者カ他ノ運送品ヨリ得タル運送賃ハ之ヲ控除ス

* 箇箇ノ運送品

* 荷送人

② 発航前ト雖モ【傭船者（*）】カ既ニ運送品ノ全部又ハ一部ヲ船積シタルトキハ他ノ傭船者及ヒ荷送人ノ同意ヲ得ルニ非サレハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得ス

* 荷送人

③ 前七条ノ規定ハ【船舶ノ一部（*）】ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ之ヲ準用ス

* 箇箇ノ運送品

《法務省案》

① 荷送人は、運送品の全部又は一部の船積みをしていない場合には、発航前において、他の荷送人及び傭船者の同意がないときであっても、運送賃の全額（運送人がその運送品に代わる他の運送品について運送賃を得た場合にあつては、当該運送賃の額を控除した額）を支払って、又は損害を賠償して、契約の解除をすることができる。（②も含む改正）

③ 明記ないが実質改正せずとの前提と解される

《日本船主協会意見》

① 荷送人は、発航前において、他の荷送人及び傭船者の同意がないときであっても、運送賃の全額（運送人がその運送品にかわる他の運送品について運送賃を得た場合にあつては、当該運送賃の額を控除した額）を支払って、又は損害を賠償して、契約の解除をすることができる。ただし、運送品の全部又は一部の船積みをした場合には、この限りでない。（②も含む改正）

③ 上記に賛成

（補足説明）

・ 上記 748 条に対するコメント参照

・ なお、750 条は、748 条を（個品運送契約における）荷送人の契約解除に準用し、更に 748 条 3 項は、前 7 条即ち 741 条乃至 747 条を一部傭船契約に準用しているから、結局、741 条乃至 747 条が（個品運送契約における）荷送人の契約解除に準用されるかに読めるが、実際には、741 条乃至 744 条は、契約解除に関する規定ではないから、準用の余地がなく（他方 749 条が個品運送契約におけるこれらの対応条項となる）、745 条乃至 747 条及び 748 条 1 項 2 項が再準用されることになる

と解される。法務省の見直し例もそれを前提にしていると解される。

【再準用された第七百四十五条】

《現行法》

① 発航前ニ於テハ【傭船者（*）】ハ運送賃ノ半額ヲ支払ヒテ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

* 荷送人

- ② 往復航海ヲ為スヘキ場合ニ於テ【傭船者(*)】カ其帰航ノ発航前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ運送貨ノ三分ノニヲ支払フコトヲ要ス他港ヨリ船積港ニ航行スヘキ場合ニ於テ【傭船者(*)】カ其船積港ヲ発スル前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキ亦同シ

* 荷送人

- ③ 運送品ノ全部又ハ一部ヲ船積シタル後前ニ項ノ規定ニ從ヒテ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ其船積及ヒ陸揚ノ費用ハ【傭船者(*)】之ヲ負担ス

* 荷送人

- ④ 【傭船者(*)】カ船積期間内ニ運送品ノ船積ヲ為ササリシトキハ契約ノ解除ヲ為シタルモノト看做ス

* 荷送人

《法務省案》

- ① 発航前においては、荷送人は、他の荷送人及び傭船者の同意を得たときは、運送貨の全額を支払って、又は損害を賠償して、契約の解除をすることができる。

- ② 削る

- ③ 実質改正せず

- ④ 略

《日本船主協会意見》

- ① 上記に賛成

- ② 上記に賛成

- ③ 上記に賛成

- ④ 荷送人が、引渡期限までに運送品を引渡さなかったときは、運送人は、荷送人が契約を解除したものとみなすことができる。

(補足説明)

- ・ 4 項に関し、法務省案では「(略)」との趣旨不明な意見になっているが、これは、個品運送において、傭船契約における船積期間と対比されるべき概念として引渡期限を観念できていないためである。749 条コメントのとおり、本来この概念を観念して規律を設計すべきであり、そうすれば当然上記のような規定とするのが、傭船契約の場合と平仄があう。

【再準用された第七百四十六条】

《現行法》

- ① 【傭船者(*)】カ前条ノ規定ニ從ヒテ契約ノ解除ヲ為シタルトキト雖モ附随ノ費用及ヒ立替金ヲ支払フ責ヲ免ルルコトヲ得ス

* 荷送人

- ② 【前条第二項(※)】ノ場合ニ於テハ【傭船者(*)】ハ前項ニ掲ケタルモノノ外運送品ノ価格ニ応シ共同海損又ハ救助ノ為メ負担スヘキ金額ヲ支払フコトヲ要ス

- ※ 往復航海ヲ為スヘキ場合ニ於テ荷送人カ其帰航ノ発航前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキ + 他港ヨリ船積港ニ航行スヘキ場合ニ於テ荷送人カ其船積港ヲ発スル前ニ契約ノ解除ヲ為シタルトキ

* 荷送人

《法務省案》

- ① 実質改正せず

- ② 削る

《日本船主協会意見》

上記に賛成

【再準用された第七百四十七条】

《現行法》

発航後ニ於テハ【傭船者(*)】ハ運送賃ノ全額ヲ支払フ外【第七百五十三条第一項ニ定メタル債務(※)】ヲ弁済シ且陸揚ノ為メニ生スヘキ損害ヲ賠償シ又ハ相当ノ担保ヲ供スルニ非サレハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得ス

* 荷送人

※ 運送賃、附随ノ費用、立替金、碇泊料及ヒ運送品ノ価格ニ応シ共同海損又ハ救助ノ為メ負担スヘキ金額

《法務省案》

発航後においては、荷送人は、他の荷送人及び傭船者の同意を得るほか、次に掲げる金額の合計額を支払い、又は相当の担保を提供しなければ、契約の解除をすることができない。

- 一 第七百五十三条に定める額
- 二 運送品の陸揚げに要する費用の額

《日本船主協会意見》

上記に賛成

【第七百六十三条】

《現行法》

- ① 第七百六十条及ヒ第七百六十一条ノ規定ハ船舶ノ一部又ハ箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ之ヲ準用ス
- ② 【第七百六十条第一項第四号(※)】及ヒ【第七百六十一条第一項(※)】ニ掲ケタル事由カ運送品ノ一部ニ付テ生シタルトキ雖モ傭船者又ハ荷送人ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但運送賃ノ全額ヲ支払フコトヲ要ス
 - ※ 運送品カ不可抗力ニ因リテ滅失シタルコト
 - ※ 航海又ハ運送カ法令ニ反スルニ至リタルトキ其他不可抗力ニ因リテ契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサルニ至リタルトキ

《法務省案》

- ① 明記ないが実質改正せず(尤も760条及び761条1項は削る前提)と解される
- ② 第七百六十一条第一項に掲げる事由が運送品の一部について生じたときであっても、荷送人は、契約の解除をすることができる。

《日本船主協会意見》

・ 上記761条及び762条に対するコメント参照。

【準用された第七百六十条】

《現行法》

- ① 【船舶の全部(*)】ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テハ其契約ハ左ノ事由ニ因リテ終了ス
 - 一 船舶ガ沈没シタルコト
 - 二 船舶ガ修繕スルコト能ハザルニ至リタルコト
 - 三 船舶ガ捕獲セラレタルコト
 - 四 運送品カ不可抗力ニ因リテ滅失シタルコト* 箇箇ノ運送品
- ② 前項第一号乃至第三号ニ掲ケタル事由カ航海中ニ生シタルトキハ【傭船者(*)】ハ運送ノ割合ニ応シ運送品ノ価格ヲ超エサル限度ニ於テ運送賃ヲ支払フコトヲ要ス
 - * 荷送人

《法務省案》

① 削る

《日本船主協会意見》

- ・ 上記 761 条及び 762 条に対するコメント参照。

【準用された第七百六十一条】

《現行法》

① 航海又ハ運送カ法令ニ反スルニ至リタルトキ其他不可抗力ニ因リテ契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサルニ至リタルトキハ各当事者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得

② 前項ニ掲ケタル事由カ発航後ニ生シタル場合ニ於テ契約ノ解除ヲ為シタルトキハ【傭船者（*）】ハ運送ノ割合ニ応シテ運送賃ヲ支払フコトヲ要ス

* 荷送人

《法務省案》

① 実質改正せず

② 削る

《日本船主協会意見》

- ・ 上記 761 条及び 762 条に対するコメント参照。

以 上